

## 第7回 議会改革特別委員会

開催日 平成23年11月17日（木曜日）

出席委員 委員長：鈴木和彦 副委員長：望月厚司

委員：松谷 清 鈴木節子 早川清文 繁田和三 山根田鶴子 尾崎剛司  
遠藤広樹 三浦雅司 遠藤裕孝 佐野慶子 白鳥 実 石上顕太郎  
近藤光男 栗田知明 片平博文 剣持邦昭

欠席委員 委員：白鳥 実

その他の出席者

副議長：井上恒彌

議員：風間重樹（白鳥 実委員の代理）

### 議題

- 1 議会基本条例の最近の傾向
- 2 議会基本条例の規定事項比較について
- 3 議会基本条例の章別比較について
- 4（仮称）静岡市議会基本条例の章構成（案）について
- 5 議会基本条例の目的について
- 6 議会基本条例の理念について
- 7 次回の開催日について

（第8回） 11月30日（水）議会委員会終了後

---

### 協議内容

○議第1から4までは、事務局から資料について説明

○議題5の主な意見等

- ・市民に開かれた議会とすることが非常に重要なキーワードになる。

達成手段として、市議会及び市議会議員の活動原則等に関する基本的事項を定める。目的は、市民に開かれた市議会の実現を図る。より高次の目的は、市民福祉の向上と市政の進展、または発展に寄与する。

市民の定義は、静岡市自治基本条例との整合性も考え、住民、通勤・通学、NPOやボランティア組織も含めた市民とすべき。住民として特定しなければならない条項については、住民という文言を使用することとして対応する。

・目的には議会や議員の役割を定める。市民の代表としての議会及び議員の活動の充実と活性化のために必要な基本的事項を定める。

目的には、議会が市民の付託に的確にこたえること。より高次の目的は市民福祉の向上と

市政の発展に寄与すること。

- ・ 議会は市民の代表機関であることから、市民との協働による開かれた議会の実現。市民との協働により、市民の視線に立った議会改革を行っていくこと。
  - ・ 市民に開かれたということは原則。  
議会と市民との関係、議会と市長、その他、執行機関との関係を定める。
  - ・ 二元代表制の趣旨を目的に入れる。
  - ・ 唯一の議決機関であること。
  - ・ 議会についての基本的な事項を定める。市民に開かれた議会の実現。市民福祉の向上及び市政の発展に寄与。
  - ・ 目的に関しては、市民にわかりやすく簡潔に。
- 

#### 議題 6 の主な意見等

- ・ 理念には議会の機能、議会がこれから何を目指していくのかというのを市民にわかりやすく表現をすべき。キーワードとしては二元代表制、唯一の議決機関、地方自治の本旨の実現、住民自治、団体自治など。
  - ・ 前文に基本理念的なことを入れるということで、あえて設けることはない。
  - ・ 市民に議会の基本的なスタンスを示すものなので、議会の使命として、住民意見の反映、市長や当局の監視及び評価機能、政策提言の 3つを盛り込む。
  - ・ 政策を最終的に決定する議決機関であることを入れる。
  - ・ 基本理念を設けることは賛成。  
唯一の議決機関ということを理念に入れる。
  - ・ 改革という言葉を入れてほしい。
  - ・ 議会基本条例を制定する議員の決意表明として、章立てすることも必要。
  - ・ 二元代表制のもとで、市民を代表する唯一の議決機関ということは明確に出す。
  - ・ 議決機関であること、二元代表制の一翼を担っているという部分が必要。
- 

#### その他

- ・ 東京財団や自治体フォーラムが提唱している議員間の自由討議とはどのようなことか。
  - ・ 日経新聞の議会改革度の調査の指標を調べてほしい。
  - ・ 二元代表、大統領制における議会運営に会派という矛盾する概念を持ち込んだことが原因。二元代表という大統領制の中では、個々の議員は独自に選ばれてくるという関係にあり、会派が政策ごとにつくられるというのが本来の姿。  
運営上、会派があるということは理解するが、本来は二元代表であり、会派が主ではないよということ、あるいは準でもいいが、議員間討議の規定は盛り込んだほうがいい。
-